

令和 4 年 度

定期監査等結果報告書

( 人権男女共同参画室 )

豊前市監査委員

## 1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和元年豊前市監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

## 2. 監査等の種類

定期監査

## 3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 人権男女共同参画室

(2) 範囲 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

## 4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

## 5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

## 6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和5年 3月 3日

イ. 講 評 令和5年 3月24日

(3) 期 間 令和5年 2月13日 ～ 令和5年 3月24日まで

## 7. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

## 記

### 1. 住宅新築資金等貸付事業について

債権管理条例が令和5年4月1日より施行となる。全庁的に市の債権の管理及び整理回収の強化を図ることとなるが、住宅新築資金等貸付事業に関しては、ファイルが債権者ごとになっておらず複数の債務者が同一ファイルに綴じられているなど適正に管理されているとは言い難い状況となっている。

市の財源確保や公平性確保のためにも、時効を中断する手続きがいつなされているのか人事異動で担当者が変更となってもわかるよう整理されたい。

### 2. DV等被害者に係る住居情報の保護について

各課で管理するシステムにDV等被害者に係る住居情報が反映されていないなど適切に取り扱われていない部署が見受けられた。DV等被害者に係る住居情報の漏洩は重大な事件につながる恐れもあるため、情報を管理する担当課に対し適切な取り扱いを行うよう指導されたい。